

松浦市介護人材確保支援事業補助金

介護人材の確保及び定着を図るため、令和8年4月1日以降、新たに市内の介護事業所に勤務される方及び新たに新規職員を雇用した介護サービス事業所を運営する法人に対し、補助金を交付します。

1. 介護人材定着支援事業（個人向け）

(1) 補助対象者

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間に、正規職員の介護職員等として新たに市内の介護サービス事業所（市立を除く）に就職された方

(2) 要件

- ア 補助金申請時に引き続き就労されていること
- イ 市内に居住していること（住所を有していること）

(3) 補助金の額

- ア 新規転入者 **3年間で最大50万円**
就職後、初年度に20万円、1年を経過するごとに10万円を交付
- イ 市内在住者 **3年間で最大30万円**
就職後、1年を経過するごとに10万円を交付

※新規転入者は事業所への内定後に市外から市内に転居した人が対象となります。

(4) 申請期限

- ア 新規転入者
初年度は、就職した日の翌日から**6ヵ月以内**、勤続年数が1年経過するごとに経過した日の翌日から**6ヵ月以内**
- イ 市内在住者
勤続年数が1年経過するごとに経過した日の翌日から**6ヵ月以内**

2. 介護人材雇用支援事業（法人向け）

（1）補助対象者

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間に、正規職員の介護職員等として新たに職員を雇用した法人

（2）要件

1年以上、継続して雇用していること

（3）補助金の額

新規雇用1人につき、**補助対象経費の2分の1以内の額（上限50万円）**

※補助対象経費：人材紹介会社を利用した場合の紹介手数料

介護職員初任者研修に係る費用（法人が負担した場合）

（4）申請期限

雇用後、1年を経過した日の翌日から**6ヵ月以内**

【問い合わせ先】

松浦市長寿介護課 松浦市志佐町里免 365 番地

TEL：0956-72-1299 FAX：0956-73-0022

E-mail：chouju@city.matsuura.lg.jp